VX-βエンドユーザー使用許諾契約書

このエンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、本ソフトウェア（以下に定義します）に関してエンドユーザー（以下「ユーザー」といいます）とヤマハ株式会社（以下 「当社」といいます）との間で締結される契約内容を定めるものです。

本ソフトウェアは開発中のものであり、その性質上、バグ、誤動作を含む正常に動作しない症状等の不具合を含む可能性があるため、当社は、本ソフトウェアの正確性・完全性・可用性・有用性・信頼性・無害性等を含めて、本ソフトウェアの使用（合成音声の利用を含みます）について一切の保証をいたしません。

ユーザーは、本契約の定めを遵守して、本ソフトウェアを使用するものとします。

ユーザーは、本ソフトウェアを使用した時点で、本契約のすべての条項に同意したとみなされ、法的に拘束されます。

ただし、本ソフトウェアに関連するアップグレード版や修正版に対して、本契約書ではなく別の契約書が添付されている場合には、当該契約書に本契約を優先させる旨の記載の無い限り、当該契約書が本契約に優先します。

なお、本契約は、本ソフトウェアの取扱いと、ユーザーが生成した合成音声（以下に定義します）について定めるものであり、本ソフトウェアに付されるキャラクター（以下「キャラクター」といいます）の使用について定めるものではありません。キャラクターの使用については、本契約とは別に定められている、それぞれのキャラクターの使用許諾契約（またはガイドライン）等に従ってください。

https://www.vocaloid.com/about_character/
ご使用いただく前に、以下の本契約の内容を必ずお読み下さい。

第１条（定義）
本契約において使用する用語の意味は、以下の各号で定義されるものとします。
（１）「ユーザー」とは、本契約において、個人または法人のいずれかであるかを問わず、 本ソフトウェアを正規に入手した方をいいます。
（２）「本ソフトウェア」とは、当社が「VOCALOID6」を購入したユーザーに「VX-β」の名称で提供するソフトウェアであって、関連するアップグレード版や修正版、更新データファイル等を含みます。なお、「VOCALOID」「ボーカロイド」「VOCALO」「ボカロ」は当社の商標です。商標の使用については、

本契約とは別に定める「VOCALOID™」関連名称/商標/ロゴに関する使用規約に従ってください。
https://www.vocaloid.com/trademark_of_vocaloid/

（３）「合成音声」とは、本ソフトウェアを使用することによって生成される、あらゆるオーディオ出力をいいます。なお、本ソフトウェアに含まない他のボイスバンクを使用したものを除きます。

（４）本ソフトウェアの使用とは、本ソフトウェアの全部または一部がコンピューターまたはデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、または永続的なメモリにインストールされていることをいいます。

（５）「キャラクター」とは、本ソフトウェアに描かれた絵画の著作物等によって、その外観等の特徴を表現されている抽象的概念をいいます。

（６）「シリアルコード」とは、ユーザーによる、インターネットを介して、本ソフトウェアの使用を可能にするため、ソフトウェア毎に設定および本ソフトウェアに付随して付与される認証用コードをいいます。

第２条（使用許諾）

１．当社は、ユーザーに対し、本契約を遵守することを条件として、本ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不能、且つサブライセンス権の無い権利を許諾します。

２．ユーザーは、本ソフトウェアを一台のコンピューターに限り、使用することができます。

第３条（合成音声の使用）

ユーザーは、本ソフトウェアを使用することによって生成した合成音声を、商用または非商用を問わず利用することができます。ただし、当社の商標、本ソフトウェアのタイトル、その他これらに類する表示（以下「契約表示」といいます）が記載されている製品に合成音声を搭載し、これらの製品を、演奏、販売、配信等に商業的に利用する場合は、事前に当社までお問い合わせください。なお、使用形態によっては、ライセンス料を含め、追加の使用許諾契約をさせていただく場合があります。

第４条（禁止事項）

本ソフトウェアまたは合成音声の使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。ただし、著作権法その他の法令で認められている範囲については、この限りではありません。

（１）ユーザーが公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を、公開または配布すること。

（２）本ソフトウェアの歌手（声優）本人に限らず、第三者の名誉・声望等の人格権、その他権利を侵害する合成音声を、公開または配布すること。

（３）本ソフトウェアの全部または一部を、ユーザーまたは第三者のソフトウェアのコンポーネント として使用し配布すること。

（４）本ソフトウェアを、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。

（５）本ソフトウェアの全部または一部を、複製（ディスクに収録されている形式、他製品用・再販 売用にフォーマットを変換した形式、ミキシング、フィルタリング、リシンセサイズした形 式、第三者が入手可能な形式その他形式の如何を問わない）、公衆送信（公開掲示板や FTP サイト、WEB サイト、

ストレージサイト、P2P ネットワーク上等で送信可能な状態にすること、インターネット上で第三者へ電子的に転送や配信すること、不特定多数のユーザーが アクセス可能なネットワーク・コンピューター／サンプラー上に格納すること、その他公衆 送信すること）、譲渡、再販売、貸与、頒布、改変、または翻案等の行為をすること。

（６）本ソフトウェアを第三者が操作可能な環境で放置すること。

（７）本ソフトウェアに記載されているコピーライト表記を、削除、変更、または不明確にすること。

（８）レコーディング・スタジオやレンタル会社等のサービスの一環として、クライアントのために本ソフトウェアを使用し、またはクライアントに本ソフトウェアを提供し、もしくは使用させること。なお、学校教育に関連する使用は除きます。

（９）シリアルコードを第三者に開示・使用させ、又は、貸与、譲渡、売買、担保提供等すること。

（１０）本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに対応するボイスバンクに類似またはそれらを模倣したソフトウェア製品やサービスの開発等に、本ソフトウェアまたは合成音声を使用（機械学習または人工知能(AI)システムの学習素材として使用することを含むが、これらに限定されない)すること。

（11）本契約に違反すること

第５条（本ソフトウェアの権利および譲渡禁止）

１．本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、当社に帰属し、又は、第三者から正当なライセンスを得たものであり、著作権法その他の知的財産権法によって保護されています。

２．本契約により、当社に帰属している権利の全部または一部が、ユーザーに移転するものではありません。また、本契約による使用許諾は、ユーザー本人に与えられるものであり、 ユーザーは、本契約上の地位または本契約に基づく許諾もしくは義務を第三者に譲渡することはできません。

第６条（限定保証）

１．当社は、本ソフトウェア、合成音声、その他当社が提供するあらゆるコンテンツや情報について、 如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。

２．本ソフトウェアは開発中のものであり、その性質上、バグ、誤動作を含む正常に動作しない症状等の不具合を含む可能性があるため、当社は、本ソフトウェアの正確性・完全性・可用性・有用性・信頼性・無害性等を含めて、本ソフトウェアの使用（合成音声の利用を含みます）について一切の保証をいたしません。

３．本ソフトウェアの、使用または動作に起因する損害の責任は、全てユーザー自身が負うものとします。当社は、本ソフトウェアまたはそれらの付属文書の使用によってユーザーが被る可能性のある 動作や結果について、一切保証いたしません。

４．本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程、およびその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

第７条（責任の制限）
当社の責任は、当社に帰責事由がある場合を除き、本契約で定める許諾を供与することのみに限定されるものとします。当社は、本ソフトウェアの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性があることについて予め知らされた場合でも、当社に帰責事由がある場合を除き、一切責任を負いません。また、本ソフトウェアの使用においてユーザー同士あるいはユーザーと第三者間でトラブルが発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとし、万一トラブルが発生した場合は当社を含まない当事者間で解決するものとします。なお、本ソフトウェアの使用に関し、当社が損害賠償責任を負う場合、当社の故意又は重過失がある場合を除き、ユーザーに直接生じた通常の損害に限られ、派生的、付随的、間接的損害又は特別損害は含まないものとし、本ソフトウェアと併せて使用する当社製品の対価として、ユーザーが支払った総額を限度額として責任を負うものとします。

第８条（プライバシーポリシー） ユーザーは、当社のプライバシーポリシー
（ https://www.yamaha.com/ja/cookies_policy/ ） に同意するものとします。

第９条（契約終了）
１．本契約は、以下の各号の一に該当した場合、自動的に終了します。
（１）ユーザーが、本契約の条項に違反した場合。この場合、当社は、当該ユーザーに対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることを、妨げられません。
（２）当社が、いかなる時点でも、ユーザーへ本契約を終了する旨の告知をした場合
（３）ユーザーが、いかなる時点でも、自らが所持する本ソフトウェアおよびその複製物の全てを破棄、抹消およびアンインストールした場合
２．本契約が終了した場合、ユーザーは、自己の保有する本ソフトウェアおよびその複製物の全てを破棄しなければなりません。
３．本契約が終了した場合でも、本契約中の第３条から第１１条の効力は有効に存続するものとします。

第１０条（準拠法）
本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第１１条（管轄）
本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

第１２条（契約の変更）
当社は、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、当社がユーザーに変更の事実と変更箇所を通知しまたはウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、それに対してユーザーが

同意、または本ソフトウェアを使用したときから、発生するものとします。